

東村山駅西口地下駐輪場・久米川駅北口地下駐輪場消防設備保守点検委託仕様書
(参考)

本仕様書は、〇〇〇（以下「甲」という。）と委託業務受託者（以下「乙」という。）が「東村山駅西口地下駐輪場・久米川駅北口地下駐輪場消防設備保守点検委託」の履行にあたり、適用する業務の範囲及び業務の進め方について定めるものである。

- 1 件 名 東村山駅西口地下駐輪場・久米川駅北口地下駐輪場消防設備保守点検委託
- 2 履行期間 平成 年4月1日から平成 年3月31日
- 3 履行場所 東京都東村山市野口町一丁目41番 東村山駅西口地下駐輪場
東京都東村山市栄町一丁目3番地1他 久米川駅北口地下駐輪場
- 4 業務内容
消防設備保守点検
 - (1) 東村山駅西口地下駐輪場及び久米川駅北口地下駐輪場内における消防設備の機器点検及び総合点検を行うこと。
 - (2) 機器点検及び総合点検には、下記の点検作業が含まれる。
 - ① 防火防排煙設備点検
 - ② スプリンクラー消火設備点検
 - ③ 自動火災報知設備点検
 - ④ 非常用放送設備点検
 - ⑤ 誘導灯及び誘導標識点検
 - ⑥ 無線通信補助設備点検
 - ⑦ 消火器維持点検
 - ⑧ 非常電源点検
 - (3) 機器点検は9月末日までに履行し、総合点検は3月末日までに履行すること。
 - (4) 総合点検を履行した際は、点検結果報告書を東村山消防署へ提出すること。
 - (5) 誘導灯の球切れ、消火器格納箱の不良などの簡易な修繕については、受託者が行い支払うこと。
- 5 緊急時等に関しては、昼夜迅速なる対応が可能な体制を持つこと。
- 6 甲、東村山駅西口地下駐輪場及び久米川駅北口地下駐輪場の指定管理者と連絡を密にし、円滑な消防設備の保守点検に努めること。
- 7 本仕様書に記載のない事項については、〇〇〇と受託者が協議の上決定すること。